

いじめ防止基本方針（学校基本方針）

H25. 9.28 いじめ防止対策推進法施行を受けて

目指す学校像

ぬくもりと優しさに満ちた安心できる場所を目指して

★健全育成を目標に「いじめ」「不登校」など、未然防止の取り組みに重点を置く。

1 未然防止の取組み

① 「わかる授業」を心がける。

⇒学習の中で児童一人一人に活躍の場面をつくり、学習へ向かう意欲を持たせる。

※教師の指導力の向上、授業改善のため校内研究を充実させる。

② 学習規律の徹底（集団の一員としての自覚をもたせる）

⇒学校生活全体を通して規範意識を育む。きまりを守ることの大切さ、心地よさを育む機会とし、全教員が同じ基準で指導を行う。特に話の聞き方、発言の仕方などに一定の規律を持たせ日々の授業の中で、発言したり聴いたりする姿勢を育成することでコミュニケーション能力を育むための基礎的な力を育成していく。

※学習のきまり、持ち物のきまり等を家庭と連携し推進していく。

③ 自己有用感を獲得させる。

⇒学校生活全体（学習、なかよし班活動、特別活動、行事等）の場を通じ、友人関係、集団作り、社会性を育むと共に、自分が「役に立っている」「認められている」といった自己有用感を獲得させる。

※道徳の時間、道徳授業地区公開講座の充実を図る。

※「居場所（子供が安全で困らないようにする）づくり」を進める中で「絆づくり」（互いに認め合う場）を進める。

④ 「いじめ」についての理解を深める。

⇒「（ふざけっこなどの）やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等の行為が「いじめ」に発展していくことを発達段階に応じて全児童に理解させ、自己コントロール力を育む。

※教員・・・生活指導全体会（学期に1回）の実施、生活指導夕会（毎週金曜日）の充実を図る。

※児童・・・全校朝会校長講話、児童アンケート、SCによる全員面接（5年）ふれあい月間での学級指導（6, 11, 2月）を行う。

※保護者、地域・・・保護者会、個人面談、学校便り（6, 11, 2月）を活用して啓発を行う。

2 早期発見の取組み

【情報の収集】

①日ごろの児童の様子を知ること、変化に気付く。

⇒朝の出席点呼、遊びや言動、ふざけっこ等、気になる変化に気付いた時はメモ（5W1H等）
をしておく。

⇒養護教諭や、専科、S.C、担任以外からの情報等。

※家庭での様子（保護者のかかわり方や家庭環境を知っておく）

※個人のノート等の活用

②周囲の児童からの情報（重要）

⇒「告げ口」「チクリ」意識の転換⇒卑怯なこと、恥ずかしいことではない⇒命を守るために必要なこと。（○例不審者を見かけたときと同じ）⇒勇気を持って行動する⇒意識の転換は、いじめられている児童にとっても精神的な成長になり、自分から発信する力になるはず。「何もしない」「周囲であおる」などは加わっていることと同じだという認識を持たせる。

※全校朝会校長講話（6, 11, 2月）、学級指導（6, 11, 2月）

③保護者からの情報

⇒連絡帳など

④ふれあい月間での取組みから

⇒アンケート調査からの情報への対応を、聞き取りを中心に丁寧に行う。

※6, 11, 2月アンケートと調査、5年児童へのS.Cによる全員面接の実施

⑤地域（公園、登下校中、他団体等）からの情報収集。

⇒地域からの情報対応

⇒民生児童委員などとの連携を行う。※民生児童委員連絡会（夏季休業前）他

【情報の共有】と【初期対応】（学校いじめ対策委員会を機能させる）

⇒いじめ対策委員会（学校サポートチーム）を組織し、分掌の中に位置づける。

⇒いじめ対策委員会は、管理職、学年主任、生活指導主任、SCで組織する。

⇒いじめ対策委員会は、日常においては、いじめの予防のための意識を教職員や児童に啓発していく役割を担う。

⇒いじめの予防のためには、すべての教職員が、些細な情報も放置したり、問題ないと個人で判断したりしないように、疑わしいと思われる出来事などは、その日の職員夕会、生活指導夕会の場で報告し情報を共有する。

⇒いじめと思われる出来事が発生した場合は、全教職員で対応が後手にならないように、迅速な情報の共有を図る。いじめ対策委員会は、その際の核となる働きをし、必要に応じて外部の協力機関とも連携していく。

3 対処について 学校いじめ対策委員会の役目

①学校いじめ対策委員会は「いじめ」として対応すべきかを含め、対処の進め方を判断する。

※「重大な事態」（身体や財産に重大な被害が生じる恐れ）と判断された時は学校の設置者の指示に従って必要な対応を行う。

※全教職員への連絡や報告の判断をする。

②情報整理と事実の確認⇒指導の方針

⇒「いじめられた児童」からの聞き取りとケア、「いじめた児童」からの聞き取りと指導

※周囲の児童からの情報を得る。

※「いじめられた児童」から事実を確認する。

※「いじめた児童」へは事実をもとに、悪かった点に気付かせる⇒納得させる⇒謝罪の気持ちを持たせる⇒謝罪の流れで指導を行う。

③保護者との連絡を判断する。

⇒どの時点で保護者と連絡を取るのかを判断する。

④問題点の解消まで組織として責任を持つ。

⇒見守りと共に、問題の再発を防ぐ教育活動を継続する。

⑤その他

評価について

※学校評価に各学校共通項目を置く。

※項目1「未然防止の取組み」については、6月、11月、2月の職員会議でその取組みについて確認する。

※項目2「早期発見の取組み」については毎週金曜の生活指導夕会で確認する。

※項目3「対処について」は随時、学校いじめ対策委員会で判断された方針に沿って行う。